## 「貸金業者の広告に関する細則」一部改正について

この度、「貸金業者の広告に関する細則」を下記のとおり一部改正しましたので、ご案内いたします。

記

### 1. 改正の趣旨

「不当景品類及び不当表示防止法」が令和6年10月1日付で改正されたこと、誤認電話により消費者が余計な手間や通話料金を負担する状況を解消し、より安心して利用いただける環境を整備するため、紛争解決等に係る手続実施基本契約第2条4項を準拠した「指定紛争解決機関の名称及び窓口の表示方法」の改正、及び事務局における記載内容の点検等の結果、訂正を要する箇所が判明したことに伴い、「貸金業者の広告に関する細則」の一部改正を行います。

## 2. 主な改正内容

別添の【新旧対照表】「貸金業者の広告に関する細則」をご確認ください。

以上

<事務局(お問い合わせ先)>

日本貸金業協会 会員業務部 神谷・田中

電話番号: 03-5739-3254

利口対照衣】 真金乗有の広音に関する神則   「「「「「」」		
現行	改正案	根拠等
略	同左	
I.貸金業の業務に関して行う広告に関する遵守事項及び留意事項等 1.総則 (1) 法令等の遵守 貸金業の業務に関して行う広告については、広告の媒体やその種類・形態を問わず、法第16条第1項、第2項及び第5項を遵守する。また、本細則IV.で定める事項を遵守する。一般消費者に対して表示を行う広告については、不当景品類及び不当表示防止法その他の適用のある法令並びに告示及びガイドラインその他の準則を遵守する。また、自己の供給する商品又は役務について一般消費者に対する表示を行っていない事業者(広告媒体事業者等)であっても、例えば、当該事業者が、商品又は役務を一般消費者に供給している他の事業者と共同して商品又は役務を一般消費者に供給していると認められる場合には、景品表示法の適用を受けることから、このような場合には、景品表示法第26条第1項の規定に基づき必要な措置を講じることが求められることに留意しなければならない。 (2) 指定紛争解決機関の表示 (協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口) 協会員は、その貸金業の業務に関して行う広告については、その広告の媒体などに応じて合理的かつ相当な範囲で、協会員の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、貸金業相談・紛争解決センターの名称を表示するよう努める。	I.貸金業の業務に関して行う広告に関する遵守事項及び留意事項等  1. 総則 (1) 法令等の遵守 貸金業の業務に関して行う広告については、広告の媒体やその種類・形態を問わず、法第16条第1項、第2項及び第5項を遵守する。また、本細則IV.で定める事項を遵守する。一般消費者に対して表示を行う広告については、不当景品類及び不当表示防止法その他の適用のある法令並びに告示及びガイドラインその他の準則を遵守する。また、自己の供給する商品又は役務について一般消費者に対する表示を行っていない事業者(広告媒体事業者等)であっても、例えば、当該事業者が、商品又は役務を一般消費者に供給している他の事業者と共同して商品又は役務を一般消費者に供給していると認められる場合には、景品表示法の適用を受けることから、このような場合には、景品表示法第22条第1項の規定に基づき必要な措置を講じることが求められることに留意しなければならない。 (2) 指定紛争解決機関の表示  貸金業の業務に関して行う広告については、その広告の媒体などに応じて合理的かつ相当な範囲で、協会員の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、貸金業相談・紛争解決センターの名称を表示するよう努める。	不当景品類及び不当表示 防止法(景品表示法)の 一部改正に伴う条項番号 の改正 紛争解決等に係る手続実 施基本契約第2条4項を 準拠とした改正
2.貸付けの条件の広告に関する遵守事項等(法第15条) 貸金業の業務に関して行う広告であって、貸付けの条件に ついて広告をするときは、以下(1)から(6)の事項を全て表示し なければならない(法第15条第1項、施行規則第12条第1項 <u>)。</u> これらの事項の表示は、明瞭かつ正確に表示する(施行規則 第12条第3項)。	2.貸付けの条件の広告に関する遵守事項等(法第15条) 貸金業の業務に関して行う広告であって、貸付けの条件について広告をするときは、以下(1)から(6)の事項を明瞭かつ正確に全て表示しなければならない(法第15条第1項、施行規則第12条第1項及び第3項)。ただし、インターネットを用いてこれを行う場合であって、バナー広告等を通して自社ホームページ等に誘導する場合においては、一体性を確保するための措置を講じ、誘導先のページにおいて貸付条件の全てが記載されている限りにおいて、誘導元の広告においてその一部のみを表示する方法も認められるものとする。	Ⅲ. 4. で定めている、 インターネットにおける 貸付条件の一体性表示 は、全ての業態に適用さ れること明確にするため の改正

また、この場合において、貸金業者の連絡先として、電話番号、ホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示するときは、貸金業者登録簿に登録されたもの以外のものを表示してはならない。

なお、「貸付けの条件について広告をする」とは、以下の(2) から(5)までの事項又は貸付限度額、その他の貸付けの条件の具体的内容を1つでも表示した広告をすることをいう(なお、担保の内容等が貸付けの種類名となっている場合にあっては、種類名の表示のみでは当たらない。)。

### 3. (略)

## 4. 個人向け貸付けの契約に係る広告の遵守事項等

個人向け貸付けの契約に係る広告について、貸金業の業務に関して行う広告については、上記1.から3.までのほか、その広告の媒体などに応じて合理的かつ相当な範囲で、以下の事項を遵守するよう努める。なお、媒体別の遵守事項等については、本細則Ⅱ.及びⅢ.を参照すること。

(1) 個人向け貸付けの契約に係る広告で表示が求められる事項

資金需要者等の利益を保護するために、上記2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則で定める事項)のほか、以下の①から③までの事項を表示するよう努める。

- ① 協会員番号
- ② 貸金業協会マーク
- ③ 過剰借入れへの注意喚起を目的とする啓発文言(以下「啓発文言」という。)
- ④ 指定紛争解決機関の名称及び窓口(協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口)(本細則 I. 1.(2))

協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口の名称及び連絡先を表示するよう努める。

- (2) 各事項の表示方法
  - ① 文字等の大きさについて

上記 2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則で定める事項)、並びに上記(1)①、③及び④に掲げる事項(協会員番号、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称及び窓口)の表示に際しては、文字級数を9級(6ポイント)以上とする。

また、この場合において、貸金業者の連絡先として、電話番号、ホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示するときは、貸金業者登録簿に登録されたもの以外のものを表示してはならない。

なお、「貸付けの条件について広告をする」とは、以下の(2)から(5)までの事項又は貸付限度額、その他の貸付けの条件の具体的内容を1つでも表示した広告をすることをいう(担保の内容等が貸付けの種類名となっている場合にあっては、種類名の表示のみでは当たらない。)。

#### 3. (同左)

## 4. 個人向け貸付けの契約に係る広告の遵守事項等

個人向け貸付けの契約に係る広告について、貸金業の業務に関して行う広告については、上記1.から3.までのほか、その広告の媒体などに応じて合理的かつ相当な範囲で、以下の事項を遵守するよう努める。なお、媒体別の遵守事項等については、本細則Ⅱ.及びⅢ.を参照すること。

(1) 個人向け貸付けの契約に係る広告で表示が求められる事項

資金需要者等の利益を保護するために、上記2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則で定める事項)のほか、以下の①から④までの事項を表示するよう努める。

- ① 協会員番号
- ② 貸金業協会マーク
- ③ 過剰借入れへの注意喚起を目的とする啓発文言(以下「啓発文言」という。)
- ④ 指定紛争解決機関の名称

## (2) 各事項の表示方法

① 文字等の大きさについて

上記2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則で定める事項)、並びに上記(1)①、③及び④に掲げる事項(協会員番号、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称)の表示に際しては、文字級数を9級(6ポイント)以上とする。

紛争解決等に係る手続実 施基本契約第2条4項を 準拠とした改正

紛争解決等に係る手続実 施基本契約第2条4項を 準拠とした改正 また、上記(1)②の貸金業協会マークを表示する際は、 視認性が確保される程度の大きさとして、縦4mm×横4mm 以上とする。

② 啓発文言の表示方法

上記(1)③ (啓発文言) を表示するに際しては、以下に掲げる事項について表示する。

- ア 貸付条件又は契約内容の確認
- イ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意
- ウ 計画的な借入れ

<文言例>

「貸付条件を確認し、借り過ぎに注意しましょう。」

③ 指定紛争解決機関の名称及び窓口の表示方法

上記(1)④ (指定紛争解決機関の名称及び窓口) の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。なお、当該窓口と広告主の連絡先等を資金需要者が混同することがないよう表示方法に留意する。<記載例>

## 貸金業務にかかる相談・苦情窓口

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

0570-051-051 (指定紛争解決機関)

(受付時間 9:00~17:00 休: 土、日、祝日、12/29~1/4)

※ 視認性の確保のため罫線で囲む

(3)~(4) (略)

また、上記(1)②の貸金業協会マークを表示する際は、 視認性が確保される程度の大きさとして、縦4mm×横4mm 以上とする。

② 啓発文言の表示方法

上記(1)③ (啓発文言)を表示するに際しては、以下に掲げる事項について表示する。

- ア 貸付条件又は契約内容の確認
- イ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意
- ウ 計画的な借入れ

<文言例>

「貸付条件を確認し、借り過ぎに注意しましょう。」

③ 指定紛争解決機関の名称の表示方法

上記(1)④ (指定紛争解決機関の名称)の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。なお、当該機関と広告主の連絡先等を資金需要者が混同することがないよう表示方法に留意する。

<記載例>

当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

※以下の連絡先の表示は任意

0570-051-051 (受付時間9:00~17:00 休:十、日、祝日、12/29~1/4) 紛争解決等に係る手続実 施基本契約第2条4項を 準拠とした改正

(3)~(4) (同左)

## Ⅱ. 1. (略)

## 2. テレビCM (個人向け貸付けの契約に係る広告) に関する遵 守事項等

- (1) 表示しなければならない事項 協会員がテレビCMを出稿する際は、以下の①から④まで の事項を全て表示する。
  - ① 本細則 I. 2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則で定める事項)
  - ② 貸金業協会考查承認番号

## Ⅱ. 1. (同左)

## 2. テレビCM (個人向け貸付けの契約に係る広告) に関する遵 守事項等

- (1) 表示しなければならない事項 協会員がテレビCMを出稿する際は、以下の①から④まで の事項を全て表示する。
  - ① 本細則 I. 2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則で定める事項)
  - ② 貸金業協会考查承認番号

- ③ 本細則 I. 3. に掲げる事項(その他の必要な表示事 項)。なお、同(6)の事項は不動産担保金融等の場合の事 項であるため不要となる。
- ④ 本細則1.4.(1)①から③までに掲げる事項(協会員 番号、貸金業協会マーク及び啓発文言)。なお、同④ (指定紛争解決機関の名称及び窓口) については、視認 性の確保が難しいため、表示不要とする。

 $(2)\sim(5)$  (略)

- 3. 新聞、雑誌及び電話帳広告(個人向け貸付けの契約に係る 広告)に関する遵守事項等
- (1) 表示しなければならない事項 協会員が新聞、雑誌及び電話帳広告を出稿する際は以下 の①から④までの事項を全て表示する。
  - ① 本細則 I. 2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則 で定める事項)
  - ② 貸金業協会考查承認番号
  - ③ 本細則 I. 3. に掲げる事項(その他の必要な表示事 項)。なお、同⑥の事項は不動産担保金融等の場合の事項 であるため不要となる。
  - ④ 本細則 I. 4. (1)に掲げる事項(協会員番号、貸金業 協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称 及び窓口)
- (2) 広告スペースに応じた特則

広告スペースが全一段相当以下の面積である広告(※1) 又は雑報広告(突き出し広告、記事中広告等を含む。)(※ 2) を出稿するにあたっては、上記(1)①の事項(法第15条 及び施行規則で定める事項)以外の事項の表示は、協会員 の任意とする。

- ※1 「広告スペースが全一段相当以下の面積である広告」 とは、原稿のサイズが 縦×横12.160mm<sup>2</sup>以下のものと する。(新聞紙全一段の面積が基準)
- ※2 雑報広告(突き出し広告、記事中広告等を含む。)と は、※1の基準を流用し、原稿のサイズが縦×横 12.160mm<sup>2</sup>より大きければ、雑報広告とはみなさない。
- (3) 各事項の表示方法等

上記(1)で定める事項を表示するに際しては、施行規則第 12条第3項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示す るものとし、以下の事項を遵守する。

① 文字等の大きさについて

- ③ 本細則 I. 3. に掲げる事項(その他の必要な表示事 項)。なお、同(6)の事項は不動産担保金融等の場合の事 項であるため不要となる。
- ④ 本細則1.4.(1)①から③までに掲げる事項(協会員 番号、貸金業協会マーク及び啓発文言)。なお、同④ (指定紛争解決機関の名称) については、視認性の確保 が難しいため、表示不要とする。

(2)~(5) (同左)

- 3. 新聞、雑誌及び電話帳広告(個人向け貸付けの契約に係る 広告) に関する遵守事項等
- (1) 表示しなければならない事項 協会員が新聞、雑誌及び電話帳広告を出稿する際は以下 の①から④までの事項を全て表示する。
  - ① 本細則 I. 2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則 で定める事項)
  - ② 貸金業協会考查承認番号
  - ③ 本細則 I. 3. に掲げる事項(その他の必要な表示事 項)。なお、同6の事項は不動産担保金融等の場合の事項 であるため不要となる。
  - ④ 本細則 I. 4. (1)に掲げる事項(協会員番号、貸金業 協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称)
- (2) 広告スペースに応じた特則

広告スペースが全一段相当以下の面積である広告(※1) 又は雑報広告(突き出し広告、記事中広告等を含む。)(※ 2)を出稿するにあたっては、上記(1)のうち、①の事項(法 ▼サイズに制限がある、所 第15条及び施行規則で定める事項)、③の事項(その他の必 要な表示事項)、及び④の事項のうち「啓発文言」以外の事 項の表示は、協会員の任意とする。

- ※1 「広告スペースが全一段相当以下の面積である広告」 とは、原稿のサイズが 縦×横12,160mm<sup>2</sup>以下のものと する。(新聞紙全一段の面積が基準)
- ※2 雑報広告(突き出し広告、記事中広告等を含む。)と は、※1の基準を流用し、原稿のサイズが縦×横 12,160mm<sup>2</sup>より大きければ、雑報広告とはみなさない。
- (3) 各事項の表示方法等

上記(1)で定める事項を表示するに際しては、施行規則第 12条第3項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示す るものとし、以下の事項を遵守する。

① 文字等の大きさについて

紛争解決等に係る手続実 施基本契約第2条4項を 準拠とした改正

誤記載(相違を是正する ための改正)

紛争解決等に係る手続実 施基本契約第2条4項を 準拠とした改正

謂小さい広告において、 資金需要者等の保護等の ため表示が必要となる事 項の改正

上記(1)①及び②の事項(法第15条及び施行規則で定め る事項、貸金業協会考査承認番号)並びに上記(1)④のう ち本細則 I. 4. (1)②以外の事項(協会員番号、啓発文 言、指定紛争解決機関の名称及び窓口)の表示に際して は、文字級数を9級(6ポイント)以上で表示する。

また、上記(1)④のうち本細則 I. 4. (1)②の貸金業協 会マークの表示方法については、本細則 I. 4. (2)①の とおりとする。

② 貸金業協会考査承認番号の表示方法

上記(1)②の事項(貸金業協会考査承認番号)を表示す る際は、「日金協考査承認番号000000」(番号は6桁)と 表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得 ない理由がある場合は「日金協承認000000」と省略して も差し支えない。

③ 協会員番号の表示方法

上記(1)4の事項のうち本細則 I. 4. (1)(1) (協会員番 号) を表示する際は、「日本貸金業協会会員 第000000 号」(番号は6桁)と表示するものとするが、広告スペー スの関係等やむを得ない理由がある場合は、「日金協 000000」と省略しても差し支えない。

④ 啓発文言の表示方法

上記(1)④のうち本細則 I. 4. (1)③の事項(啓発文 言) の表示方法については、本細則 I. 4. (2)②のとお りとする。

⑤ 指定紛争解決機関の名称及び窓口の表示方法 上記(1)④のうち本細則 I. 4. (1)④ (指定紛争解決機 関の名称及び窓口)の表示の記載例は、本細則 I. 4. (2)③のとおりとする。

(4)~(5) 略

上記(1)①及び②の事項(法第15条及び施行規則で定め る事項、貸金業協会考査承認番号)並びに上記(1)④のう ち本細則 I. 4. (1)②以外の事項(協会員番号、啓発文 言、指定紛争解決機関の名称)の表示に際しては、文字 級数を9級(6ポイント)以上で表示する。

また、上記(1)④のうち本細則 I. 4. (1)②の貸金業協 ■ 準拠とした改正 会マークの表示方法については、本細則 I . 4 . (2)①の とおりとする。

② 貸金業協会考査承認番号の表示方法

上記(1)②の事項(貸金業協会考査承認番号)を表示す る際は、「日金協考査承認番号000000」(番号は6桁)と 表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得 ない理由がある場合は「日金協承認000000」と省略して も差し支えない。

③ 協会員番号の表示方法

上記(1)④の事項のうち本細則 I. 4. (1)① (協会員番 号) を表示する際は、「日本貸金業協会会員 第000000 号」(番号は6桁)と表示するものとするが、広告スペー スの関係等やむを得ない理由がある場合は、「日金協 000000」と省略しても差し支えない。

- ④ 啓発文言の表示方法 上記(1)④のうち本細則 I. 4. (1)③の事項(啓発文 言) の表示方法については、本細則 I. 4. (2)②のとお りとする。
- ⑤ 指定紛争解決機関の名称の表示方法 上記(1)④のうち本細則Ⅰ. 4. (1)④ (指定紛争解決機 | 施基本契約第2条4項を 関の名称)の表示の記載例は、本細則Ⅰ.4.(2)③のと 単拠とした改正 おりとする。

 $(4)\sim(5)$  略

紛争解決等に係る手続実 施基本契約第2条4項を

紛争解決等に係る手続実

#### Ⅲ. 1. ~2. (略)

- 3. チラシ広告(個人向け貸付けの契約に係る広告)に関する 遵守事項等
- (1) 表示すべき事項

以下の事項を、施行規則第12条第3項で定めているとお り「明瞭かつ正確」に表示する。

① 本細則 I. 2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則 で定める事項)

### Ⅲ. 1. ~ 2. (同左)

- 3. チラシ広告(個人向け貸付けの契約に係る広告)に関する 遵守事項等
- (1) 表示すべき事項

以下の事項を、施行規則第12条第3項で定めているとお り「明瞭かつ正確」に表示する。

① 本細則 I. 2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則 で定める事項)

- ② 本細則 I. 3. に掲げる事項(その他の必要な表示事 項)。なお、同(6)の事項は不動産担保金融等の場合の事 項であるため不要となる。
- ③ 本細則 I. 4. (1)に掲げる事項(協会員番号、貸金業 協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称 及び窓口)
- (2) 各事項の表示方法について 上記(1)で定める事項を表示するにあたっては、次の事項 に留意する。
  - ① 文字等の大きさについて

上記(1)で定める事項を表示するに際して、その文字等 の大きさについては、本細則 I. 4. (2)①のとおりとす

また、上記(1)(3)のうち本細則 I. 4. (1)(2)の貸金業協 会マークの表示方法については、本細則 I. 4. (2)①の とおりとする。

- ② 啓発文言の表示方法 上記(1)③のうち本細則 I. 4. (1)③で定める事項(啓 発文言) の表示方法については、本細則 I. 4. (2)②の とおりとする。
- ③ 指定紛争解決機関の名称及び窓口の表示方法 上記(1)4のうち本細則 I. 4. (1)4)で定める事項(指 定紛争解決機関の名称及び窓口)の表示の記載例は、本 細則 I. 4. (2)③のとおりとする。

 $(3)\sim(4)$  (略)

- 4. インターネットによる広告等(個人向け貸付けの契約に係 る広告) に関する遵守事項等
- (1) 表示すべき事項について

広告の種類等(表示サイズや文字数の制限を含む)を問 わず、貸付条件に係る事項を一部でも記載する場合は、当 該広告内(これと一体性が認められるものを含む。)に、 本細則 1.2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則で定 める事項)を、施行規則第12条第3項で定めているとお り、「明瞭かつ正確」にすべて表示する。

- ② 本細則 I. 3. に掲げる事項(その他の必要な表示事 項)。なお、同(6)の事項は不動産担保金融等の場合の事 項であるため不要となる。
- ③ 本細則 I. 4. (1)に掲げる事項(協会員番号、貸金業 協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名
- (2) 各事項の表示方法について 上記(1)で定める事項を表示するにあたっては、次の事項 ▼準拠とした改正 に留意する。
  - ① 文字等の大きさについて

上記(1)で定める事項を表示するに際して、その文字等 の大きさについては、本細則 I. 4. (2)①のとおりとす

また、上記(1)③のうち本細則 I. 4. (1)②の貸金業協 会マークの表示方法については、本細則 I. 4. (2)(1)の とおりとする。

- ② 啓発文言の表示方法 上記(1)③のうち本細則 I. 4. (1)③で定める事項(啓 発文言) の表示方法については、本細則 I. 4. (2)②の とおりとする。
- ③ 指定紛争解決機関の名称の表示方法 上記(1)③のうち本細則 I. 4. (1)④で定める事項(指 | 施基本契約第2条4項を 定紛争解決機関の名称)の表示の記載例は、本細則Ⅰ. 4. (2)③のとおりとする。

(3)~(4) (同左)

- 4. インターネットによる広告等(個人向け貸付けの契約に係 る広告)に関する遵守事項等
  - (1) 表示すべき事項

広告の種類等(表示サイズや文字数の制限を含む)を問

【インターネットにおける わず、以下の事項を、施行規則第12条第3項で定めている とおり「明瞭かつ正確」に表示する。

貸付条件の一体性表示 は、全ての業態に適用さ れること明確にするため I. 2に移設

- ① 本細則I.2.に掲げる事項(法第15条及び施行規則 で定める事項)
- ② 本細則 I. 3. に掲げる事項(その他の必要な表示事 項)。なお、同(6)の事項は不動産担保金融等の場合の事 項であるため不要となる。

紛争解決等に係る手続実 施基本契約第2条4項を

紛争解決等に係る手続実 準拠とした改正 誤記載(相違を是正する ための改正)

重複する説明や、他の媒 体との表示方法と平仄を 合わせるため改正

なお、特に自社でホームページを設けるにあたっては、協会員が取り扱う貸付けに係る商品を紹介するメインのページにおいて、本細則 I. 2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則で定める事項)を表示するとともに、以下の各号に掲げる事項を表示する。

また、バナー広告等を通して自社ホームページにリンク 等により誘導する場合においては、その誘導先のページで は、以下に掲げる事項を表示する(バナー広告に貸付条件 に係る事項の一部を表示する場合には、一体性を確保する ための措置を講じた上、誘導先のページでは貸付条件の全 てを記載する。)。

- ① 啓発文言(過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項)
  - ア 貸付条件の確認
  - イ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意
  - ウ 計画的な借入れ

<文言例>

「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。」

- ② 貸金業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名
- ③ 貸金業登録番号
- ④ 協会員番号
- ⑤ 貸金業者登録簿に記載された電話番号
- ⑥ 返済シミュレーション (クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導するハイパーリンク又は画像の表示を含む。)

 $(2)\sim(5)$  (略)

③ 本細則 I. 4. (1)に掲げる事項(協会員番号、貸金業協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称)

なお、特に自社でホームページを設けるにあたっては、協会員が取り扱う貸付けに係る商品を紹介するメインのページにおいて、上記①から③に掲げる事項を表示するとともに、返済シミュレーション(クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導するハイパーリンク又は画像の表示を含む。)を表示する。

(2)~(5) (同左)

IV. ∼V. (略)

IV. ~V. (同左)

# 【新旧対照表】貸金業者の広告に関する細則

(下線部分改正箇所)

附則(略)	附則(同左)	
(新設)	<u>附則</u>	
	この改正は、令和7年4月2日から施行する。	
	(注) 改正条項は、次のとおりである。	
	1.1、1.2、1.4、Ⅱ.2、Ⅱ.3、Ⅲ.3、Ⅲ.4を改正。	